

役員報酬等及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 セント・ジョセフ会

令和8年3月28日開催 評議員会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人セント・ジョセフ会（以下「本会」という。）の定款9条及び定款23条、28条に基づく評議員、役員、参与の報酬等の基準額及び費用実費弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 参与とは、定款第25条による参与をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等は、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(評議員会及び理事会の報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれをしはらわないものとする。別表1の報酬を支払うことができる。

- 2 役員、参与が理事会に出席したとき及び評議員会に出席したときは別表1により報酬を支払うことができる。尚、当日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 3 評議員会及び理事会が「決議の省略」の場合についても、別表1による報酬を支払うことができる。

(評議員及び理事の勤務報酬)

第4条 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 役員が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び事業所の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合、または施設の指導検査への立ち会いにあたった場合、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表2により報酬を支払うことができる。

(理事長)

第7条 理事長及び副理事長が法人及び事業所の為、理事長職として業務処理を行った場合には別表3に定める報酬を支給する。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 出張したときは別表2の報酬を支払うことができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(法人事務局長)

第9条 事務局長が法人及び事業所の業務処理を行った場合には、別表3に定める報酬を支給する。

(法人事務局)

第10条 法人事務局が法人及び事業所の事務作業を行った場合には、別表3に定める報酬を支給する。

(報酬等の総額)

第11条 役員報酬規程に定める報酬は、各年度の総額が5,000,000円を超えない範囲で報酬等の基準に従って、支給しなければならない。

(報酬支払方法及び時期)

第12条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬、費用等の支払い時期は、月末とする。

(改正)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成27年 4月 1日より適用する

この規程は、令和 1年 6月22日より適用する

この規程は、令和 3年 6月20日より適用する

この規程は、令和 7年 6月14日より適用する

この規程は、令和 8年 3月28日より適用する